

廃棄物処理法施行状況調査の 主要な結果について

平成28年5月19日

第1回廃棄物処理制度専門委員会

調査の概要

○調査時期

平成27年12月28日～平成28年2月10日に実施

(時点が示されていない設問については平成27年末時点の状況での回答)

○調査対象

・産業廃棄物行政主管部(局)

(計115、都道府県47・政令市68(回収率100%))

・一般廃棄物行政主管部(局)

(全国市町村1,742(回収率75.7%))

○調査方法

調査対象にアンケート調査票を送付。また、調査内容に応じて電話等によるヒアリング調査を実施。

施行状況調査の主要な結果

一般廃棄物編

<爆発性、毒性、感染性等の性状を有する廃棄物について>

問 特別管理一般廃棄物として定められていないものの、爆発性、毒性、感染性その他の生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物が定常的に発生している事例があれば、具体的にお聞かせください。

【主な回答例】

- スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター等の爆発性の廃棄物
- 感染症等の恐れのある在宅医療廃棄物(具体的には、インスリン投与の際に使用するとみられるペン型注射器具、血糖値測定器(針がついた物)、使用済み注射針、針の付いた点滴パック(輸液ラインの針部)等)
- 農薬(具体的には、農家で使用していた農薬、家庭菜園の除草剤等)
- 薬品類
- 電池類
- 塗料、溶剤、廃油類
- 消火器

※重複回答あり。

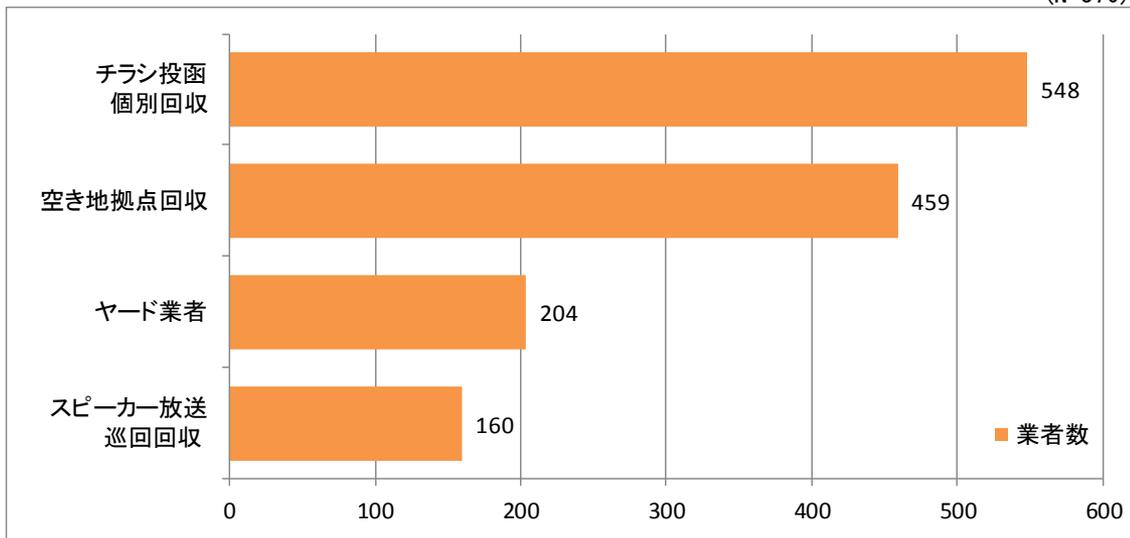
※1319自治体のうち、空欄あるいは「該当なし」の回答を除くと131自治体から回答

＜無許可で廃棄物の収集運搬等を行う業者の実態等について＞

問 貴自治体の区域内で活動する違法疑い不用品回収業者(※)が存在していますか。

(※)一般家庭等から排出される家電製品等の不用品を違法に収集、運搬等する者(他の業者から不用品を収集し、重機等で破碎・圧縮するいわゆるヤード業者も含むもの)

(違法疑い不用品回収業者として把握している業者の数と形態) (N=370)



無回答

33
2.5%

(N=1319)

把握していない

401
30.4%

存在する

472
35.8%

存在しない

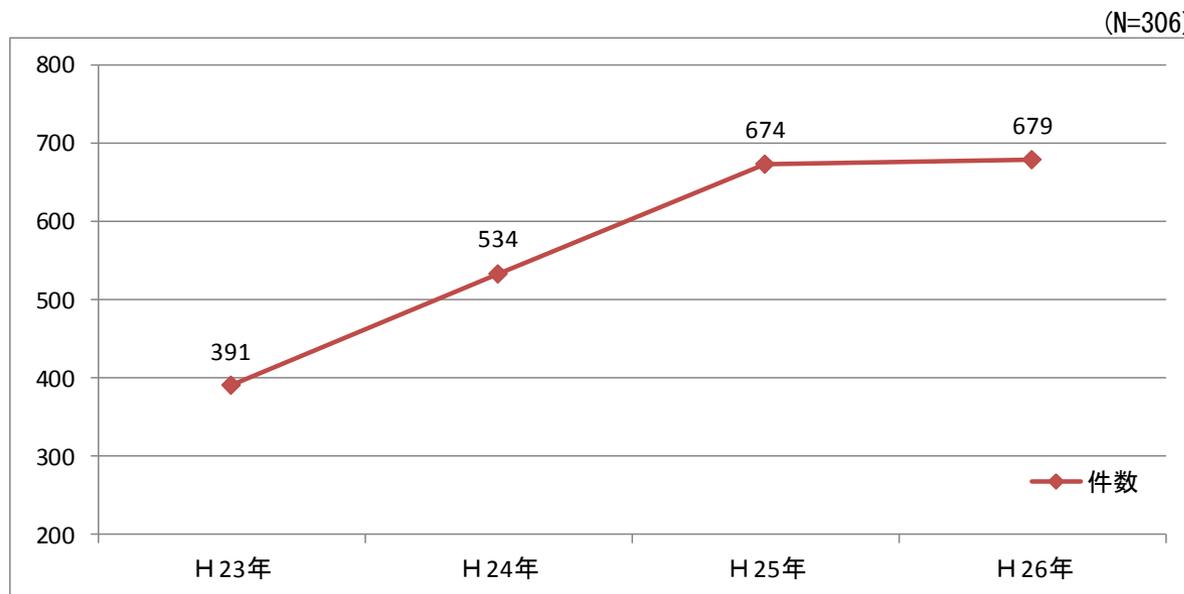
413
31.3%

(実態把握をしていない理由等)

- 市民からの情報提供、苦情がない。
- 把握が困難
- 人員不足
- パトロール調査をしていない
- 違法性の判断をしていない
- 市外の業者であるので、国や都道府県からの情報提供が有用

<無許可で廃棄物の収集運搬等を行う業者の実態等について>

問 貴自治体が指導・取締り(報告徴収・立入検査・警察への告発等)を行った違法疑い不用品回収業者の件数をご回答ください。



問 指導・取締りを行った事例について、成功した事例があればその要因について、ご回答ください。

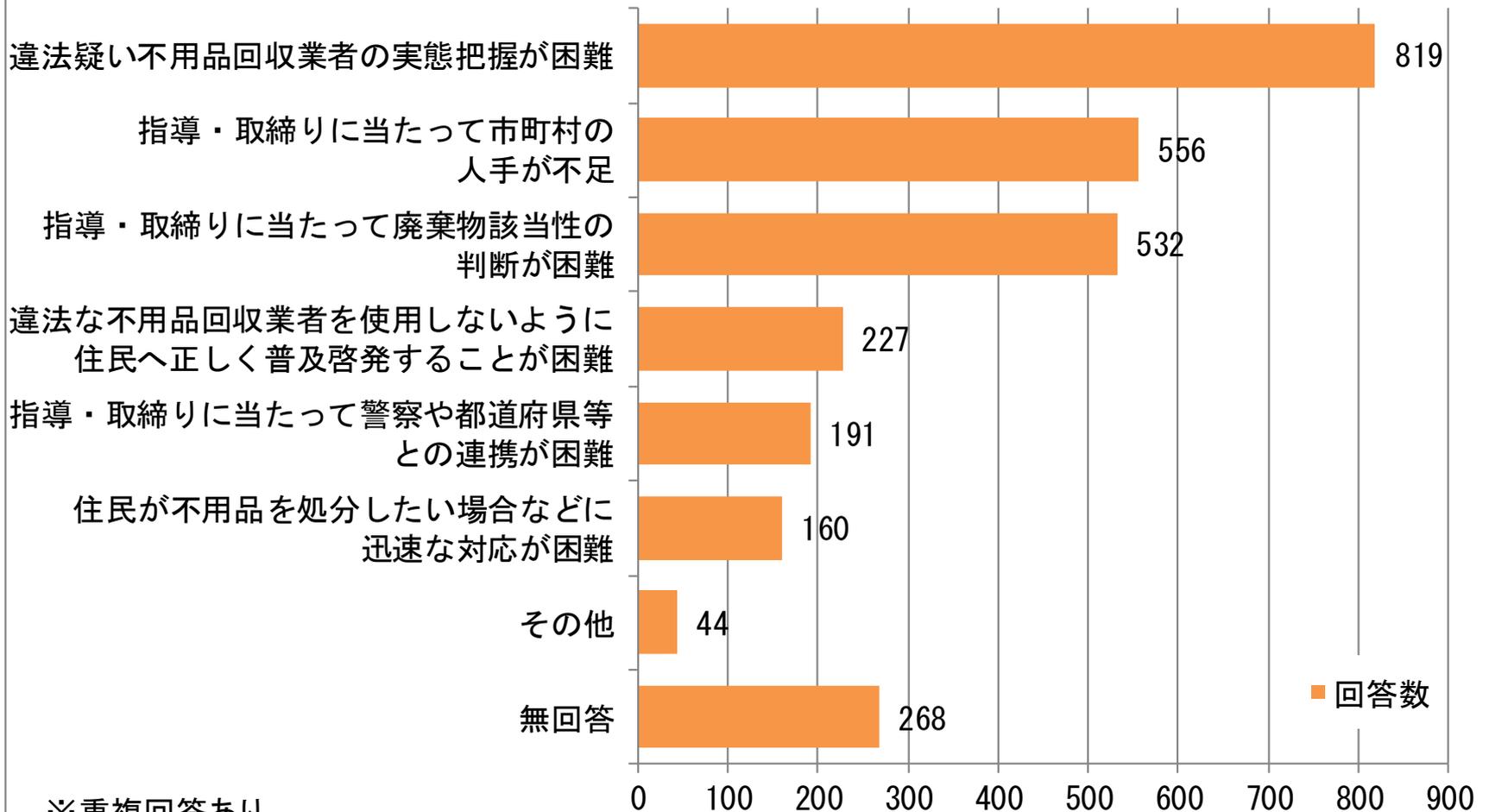
【主な回答例】

- 県・警察・環境省等との合同指導
 - 環境省通知(平成24年3月19日「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」)の利用(通知を元にして市独自の指導用チラシを作成)
 - 都道府県と連携し違法事例の説明を行うなど継続的な指導をした結果、対象事業者の代表が無許可の廃棄物収集といった違法活動を止めた
- ※一方で、指導・取締りを行ったが成果がなかったと回答した市町村もあり。

<無許可で廃棄物の収集運搬等を行う業者の実態等について>

問 違法疑い不用品回収業者への対応に際しての課題があればお聞かせください。

(N=1319)



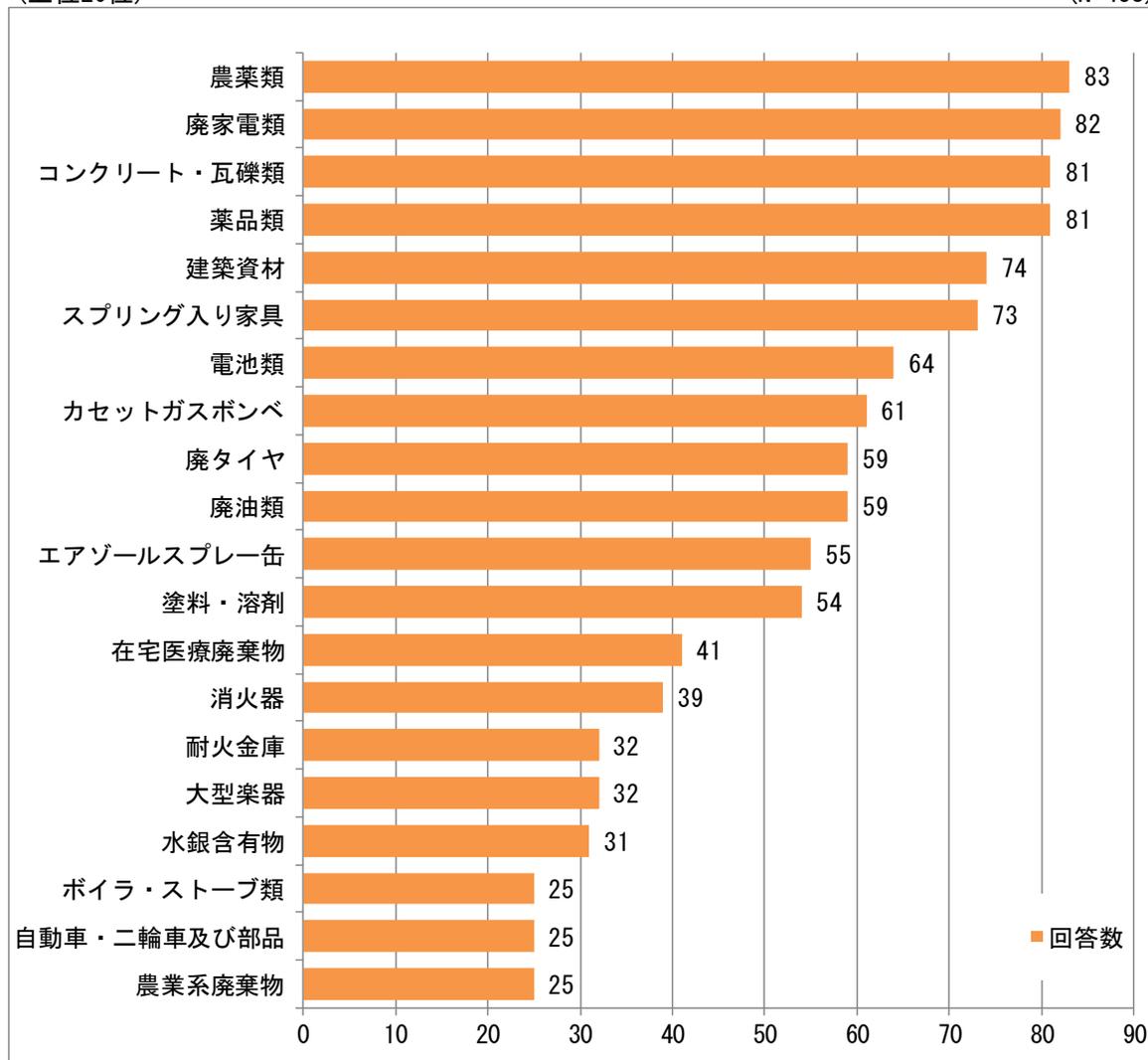
※重複回答あり

<製造等を行う事業者の協力について>

問 貴自治体において、適正処理に苦慮するなどの事情により、製造、加工、販売等を行う事業者が処理することが望ましいと考えられる廃棄物があれば、具体的な物についてお聞かせください。

(上位20位)

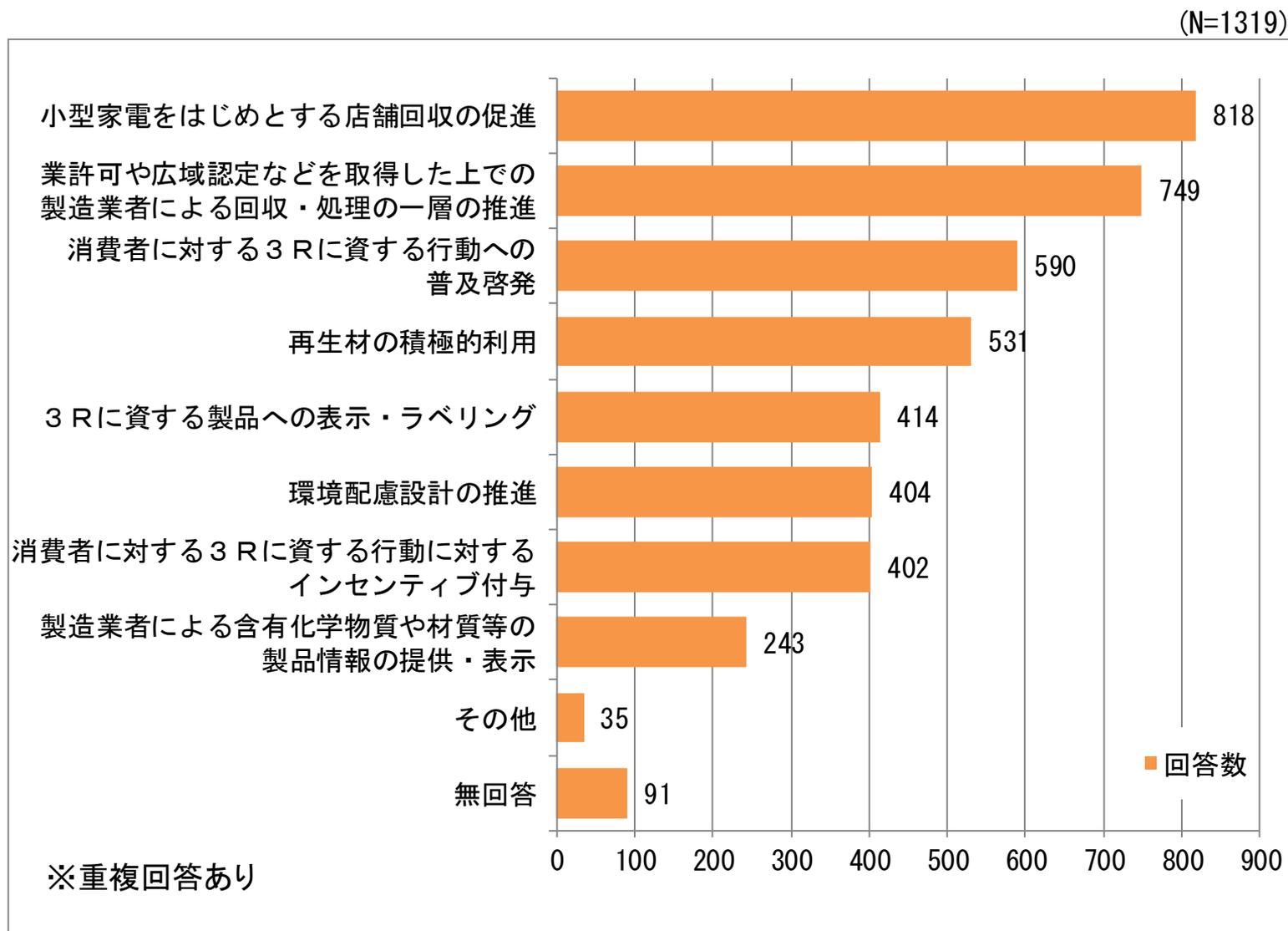
(N=438)



※重複回答あり。

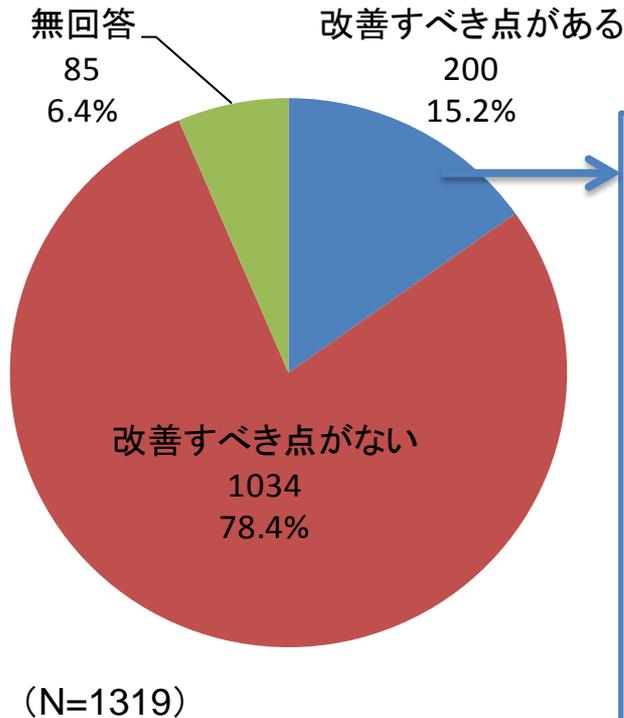
<製造等を行う事業者の協力について>

問 一般廃棄物の3R推進のため、製造、加工、販売等を行う事業者に対してどのような取組・協力を期待しますか。

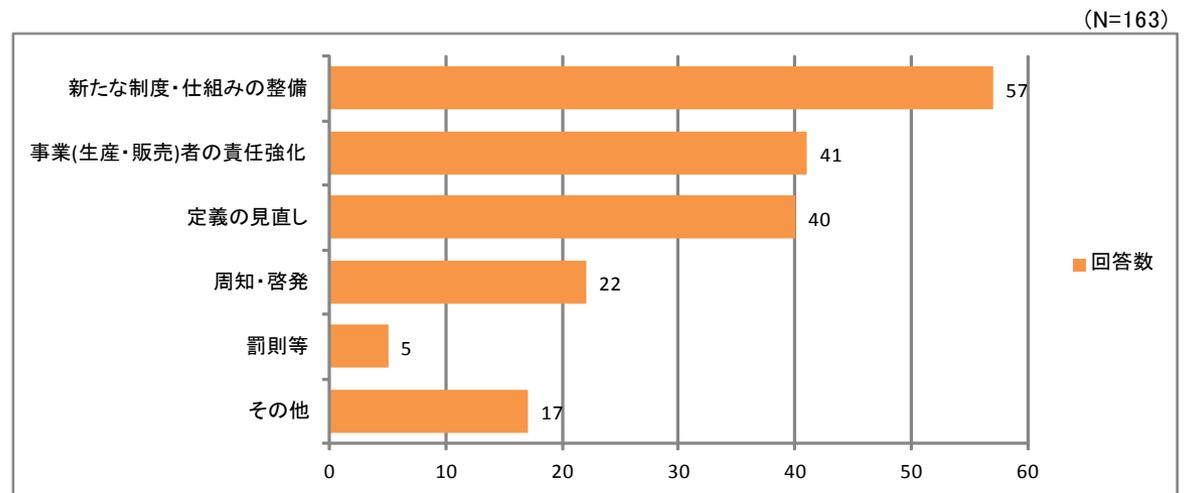


<3Rの推進について>

問 貴自治体におけるリデュース・リユース・リサイクルそれぞれの推進にあたり、廃棄物処理法上で改善すべきと考えられることがありますか。



(改善すべき点がある場合) 改善すべき点についての具体的な内容をお聞かせください。



※重複回答あり

施行状況調査の主要な結果

産業廃棄物編

<特別管理産業廃棄物と同等の性状を有する廃棄物について>

問 特別管理産業廃棄物ではないものの、特別管理産業廃棄物同等の性状を有する廃棄物が定常的に発生している事例があれば、どのような事例か具体的にお聞かせください。

【主な回答例】

○感染性のある産業廃棄物

(薬局、学校、会社の医務室、老人福祉施設等で発生する針、ガーゼ等)

○農薬(政令で定められた施設(農薬製造施設等)以外の事業所から排出されるもの等)

○汚泥(金属加工において使用されるフッ素酸の処理のため凝集沈殿させたもの等)

○試薬(学校、研究機関等から排出されるもの)

※115自治体のうち、49の自治体から回答

<生活環境保全の観点から何らかの規制下でそのフローをコントロールすべきと考えられる物品について>

問 今では廃棄物処理法上の「廃棄物」ではなく、同法の規制がかからないものであっても、生活環境保全の観点から、何らかの規制下でそのフローをコントロールすべきと考えられる物品があれば、どのような物品か具体的にお聞かせください。

【主な回答例】

- 建設残土、建設発生土改良土
- 金属類(ミックスメタル等)
- 無料で回収されている家電品、不用品
- 鉄鋼スラグ、非鉄金属スラグ
- 食品残さ等を原料とした堆肥、その原料

※115自治体のうち、44の自治体から回答

<処理状況に関する確認について>

問 排出事業者による処理状況に関する確認について相談を受けた際、条例・規則及び要項等における規定の他に指導をしている内容があれば、その根拠と併せてお聞かせください。

【回答例】

- 委託先での処理状況を実地に確認すること
- 委託先の情報確認
- 処理フローの作成やモデル契約書の使用など
- マニフェストの確認

【根拠】

- 廃棄物処理法第12条第7項
- 自治体条例・規定
- 平成23年2月4日付け環境省産業廃棄物課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)」

※115自治体のうち、17の自治体から回答

<電子マニフェストの普及について>

問 電子マニフェストについて、未加入の収集運搬業者、処分業者又は排出事業者における普及のための課題として考えられることがあればお聞かせください。

○多く挙げられた課題

●費用負担

特に、小規模(少量排出)の排出事業者の加入が進まない要因として挙げられた。

●排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者の加入が必要

特に、処理業者は排出事業者のニーズにより複数のシステム導入を余儀なくされているといった意見があった。

●利用するための設備

「パソコン等端末の未導入」、「パソコン操作の煩雑さ」が挙げられた。

また、複数の自治体から義務化すべき、との意見も挙がっていた。

(参考) ・電子マニフェストの料金体系

料金区分	A料金	B料金	C料金(団体加入料金)
基本料(1年間)	25,920円	2,160円	不要
使用料(登録情報1件につき)	10.8円	(66件まで無料) 67件から32.4円	32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200件以上	1,199件以下	—

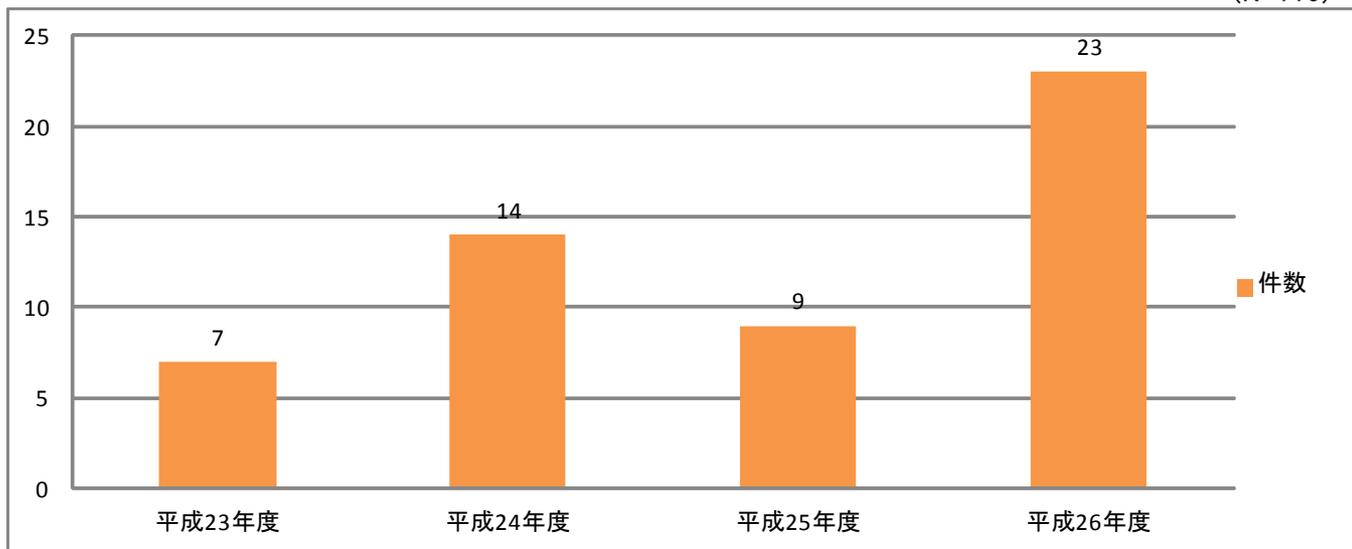
※C料金については、平成28年度は新規団体加入者の使用料が無料 14

・紙マニフェストの料金の例 25円/枚 ((公社) 全国産業廃棄物連合会発行版)

<建設廃棄物に係る排出事業者責任の元請一元化について>

問 平成22年の法改正以降、元請業者が委託基準違反等の排出事業者責任を問われて廃棄物処理法違反となった事例があれば当該事例の件数をお聞かせください。

○元請一元化による廃掃法関係の違反事例の件数（元請業者）（N=115）



問 逮捕・検挙や起訴に至らなかった事例があれば、事例の詳細及びその理由もお聞かせください。

- ・下請けに丸投げしたが、事後的に下請（孫請）の紹介する処理業者と廃棄物処理委託契約書を締結していたため、丸投げをした時点における委託基準違反を問うことが困難となった（理由）

廃棄物の処理を含めた工事の丸投げの実態に対して、違法性の立証が困難 他

<建設廃棄物に係る排出事業者責任の元請一元化について>

問 建設廃棄物に係る排出事業者責任の元請一元化により、下請負人が廃棄物収集運搬・処分の無許可営業を問われ、廃棄物処理法違反となった事例があればお聞かせください。

【回答例】

- 下請の無許可営業（下請が無許可で収集運搬）
- 元請が排出事業者であるにも関わらず、下請が排出事業者となり処理
- 元請から下請へ丸投げ、下請が一般廃棄物と称して市町村施設へ持込み（未遂）
- 許可証偽造。無許可で収集運搬を受託。

※115自治体のうち、14の自治体から回答

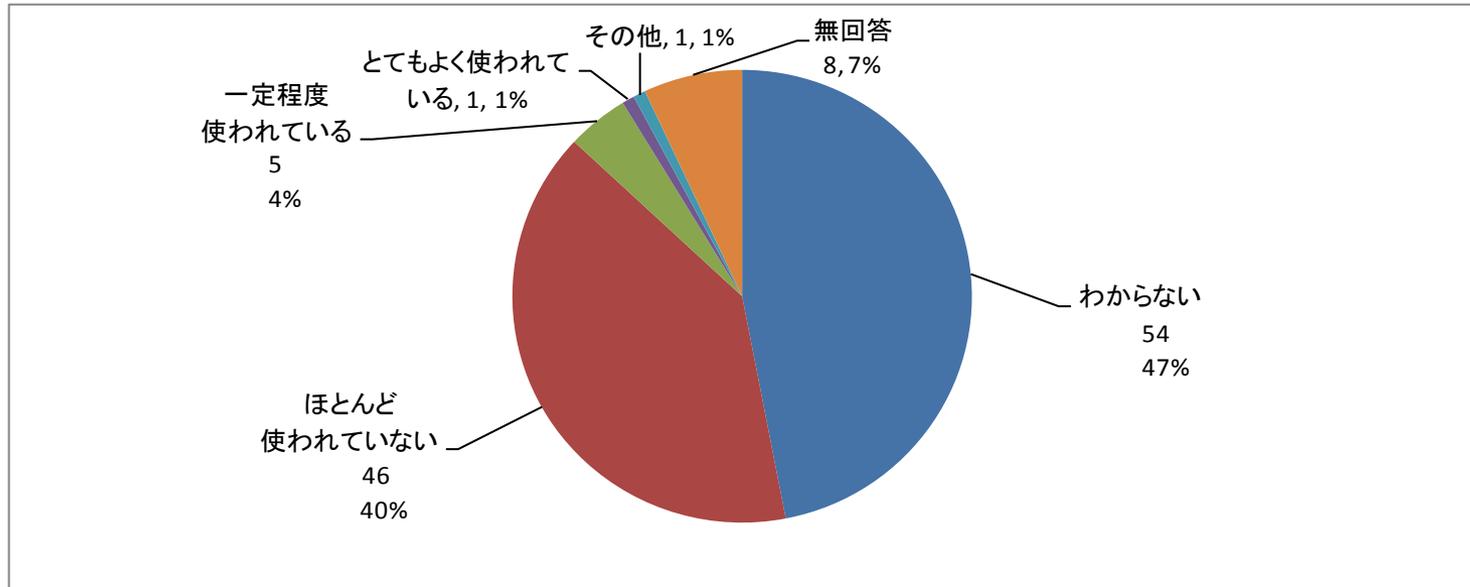
問 下請負人が法第21条の3第2項で保管に関する規定を適用されていることにより、廃棄物処理法違反となった事例があればお聞かせください。

（報告無し）

<建設廃棄物に係る排出事業者責任の元請一元化について>

問 元請一元化の例外規定(法21条の3第3項)はどの程度活用されていると思いますか。

○活用の程度



問 また、同規定についての相談を受けた事例があればお聞かせください。

- ・ リフォーム工事の下請け業者から、施工した壁紙張替工事の廃棄物を元請けの事業場外保管場所に運ぶために例外規定を活用したい旨の相談があったが、工事の度の要件確認や書類作成が負担であるため最終的には元請けが搬送することとなった。 他

<欠格要件について>

問 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主を役員等と同等以上の支配力を有すると見なし、当該株主が欠格要件に該当したことを以って業許可を取り消した事例があればお聞かせください。また事例と併せて、当該株主の発行済株式総数に占める株式保有割合及び事業者の資本規模並びに当該株主を役員等と同等以上の支配力を有すると見なしたその他の事由(該当があれば)をお聞かせください。

【回答された事例数】

○19自治体から22件

【株主の株式保有割合】

○11%～100%

(上の22件中21件について)

【役員等と同様以上の支配力を有すると見なしたその他の事由の例】

○過半数の株式保有

○株式保有だけでなく、貸付けを行っていた

○代表取締役の子供や夫

○前代表取締役

等

<欠格要件について>

問 現行の欠格要件により、支障が生じた事例がありましたら具体的にお聞かせください(悪質な業者の許可を取り消せなかった又は生活環境の保全上の観点からは必ずしも許可を取り消す必要のないと思われる業者の許可を取り消すこととなった等)。

○挙げられた代表的な事例

悪質な業者の許可を取り消せなかった事例

- 欠格要件に該当した事業者が、欠格要件に該当した旨の通知を県に提出せず、廃止届により業を廃止したことから、許可を取り消すことができなかった。

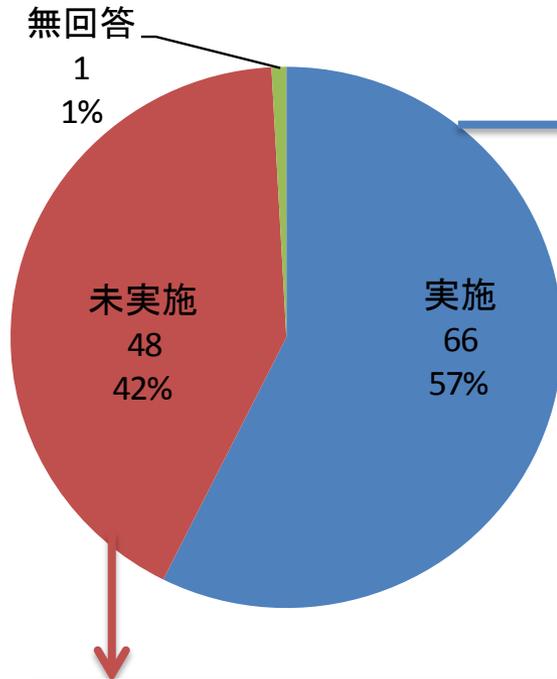
欠格要件に該当するか判断に苦慮

- 株式保有割合以外に何をもって「支配力を有する者」と認定するのか明確ではないことから、対応に苦慮している。

※生活環境の保全上の観点からは必ずしも許可を取り消す必要のないと思われる業者の許可を取り消すこととなった事例は挙げられなかった。

<機械選別の位置付けについて>

問 貴自治体における機械選別に係る処分業許可の状況についてお聞かせください。



【「選別」を許可されている主な廃棄物の種類】

○建設混合廃棄物

⇒振動ふるい、風力選別等の機械により物理的に廃棄物を分別する行為について、「選別」の中間処理の許可等

○飲料容器

○廃プラスチック類(建設混合廃棄物、飲料容器を除く)

【相談を受けた場合の対応の例】

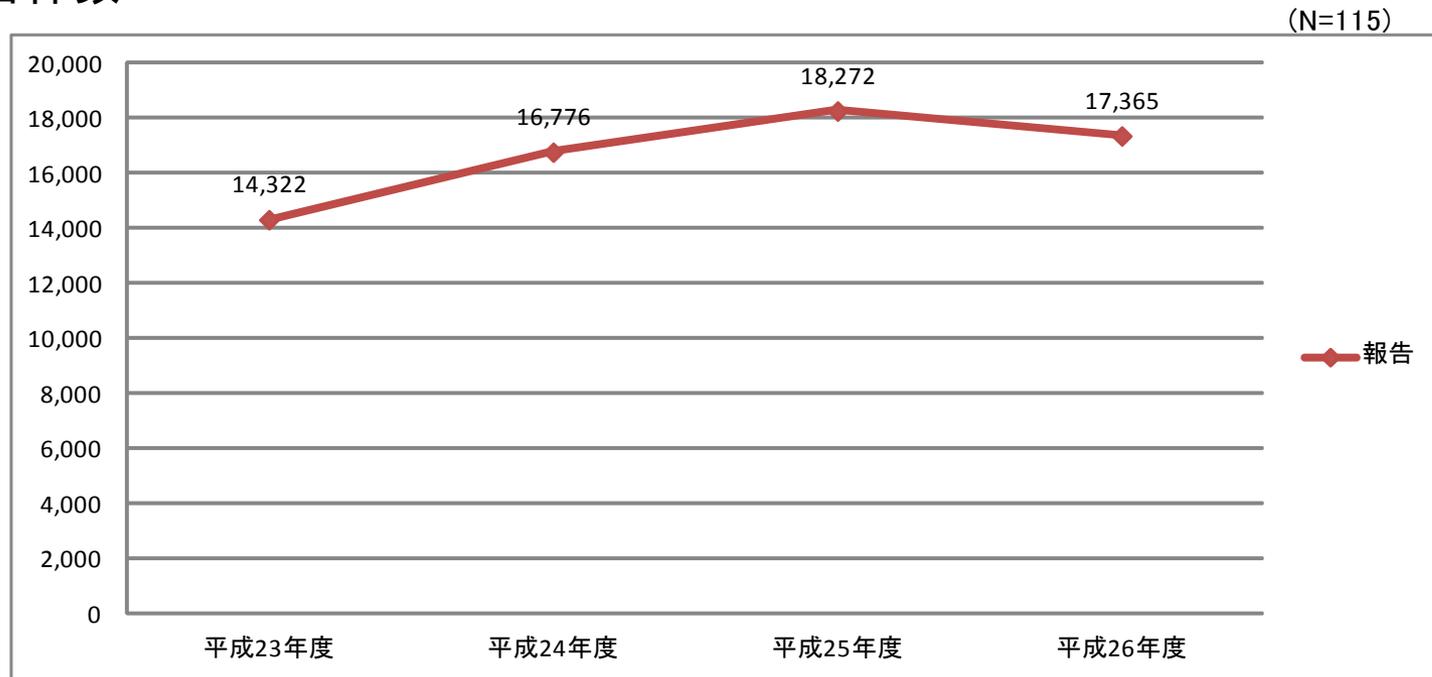
○選別のみでは「処分」行為を行っているとはみなせないことから、選別後の廃棄物について何らかの手段によって処分を行うよう指導。

○排出段階の分別の徹底を指導。

<多量排出事業者処理計画について>

問 平成22年の法改正で、多量排出事業者処理計画を提出せず、又はその実施状況を報告しなかった者に対して、20万円以下の過料に処することとされましたが、法改正以降の具体的な報告件数及び過料に処した件数をそれぞれご回答ください。

○報告件数



○過料に処した件数

平成23年度から平成26年度までで過料に処した件数は無い。

<多量排出事業者による3Rの取組について>

問 廃棄物排出の大きなウエイトを占める多量排出事業者による3Rを促すために、有効と考えられる取組があれば、その具体的な内容をお聞かせください。

○主な回答

排出事業者の取組促進

- 製品設計の変更、製造工程の現状分析や評価
- 可燃性の有機性汚泥、木くず等の燃料化による自家再生利用の促進

情報共有

- 排出事業者による年度ごとの減量化計画の策定、実績報告および公表
- 各多量排出事業者の廃棄物発生量に対するリサイクルされるものの割合を、自治体ホームページにおいて公開

行政による調査等

- 多量排出事業者に対して立入調査を実施し、委託契約書やマニフェスト等の書類チェックのほか、廃棄物減量に対する取組について聞き取り調査を行い、啓発。

<再生利用の促進に関して>

問 再生利用後の処理物について、その廃棄物該当性の判断に係る判断要素や判断基準等をより明確にすべきと考えているものはありますか。用途等と併せて具体的にお聞かせください。

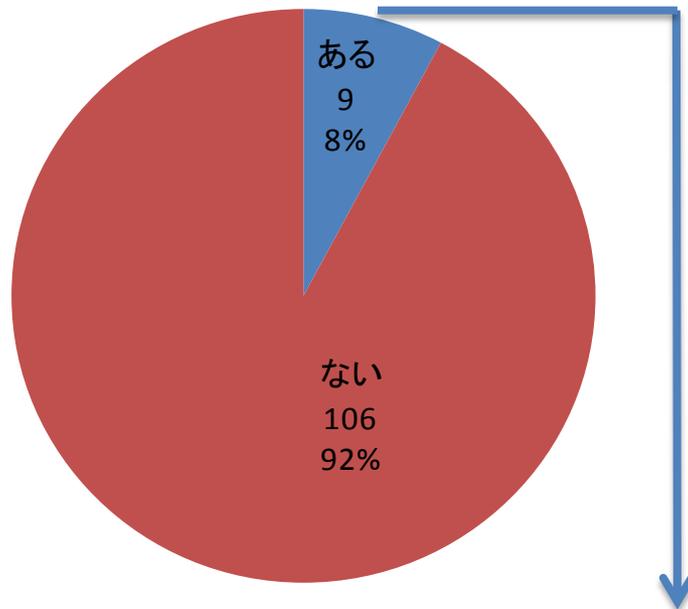
○主な回答

再生利用後の処理物	用途
汚泥、動植物性残さ及び動物のふん尿等	中間処理（堆肥化）後の堆肥 メタン発酵後の液肥・発酵残さ
がれき類等	再生碎石、 再生砂 等
スラグ	コンクリート骨材、道路資材等土 木資材
燃え殻、ばいじん木質バイオマス 専焼ボイラーから発生した燃えが ら、ばいじん	路盤材等 再生埋立用材 埋戻材 肥料原料等としての利用
廃石膏ボード粉廃石膏ボード由来 の石膏	地盤改良材等 土木資材

<再生利用指定制度について>

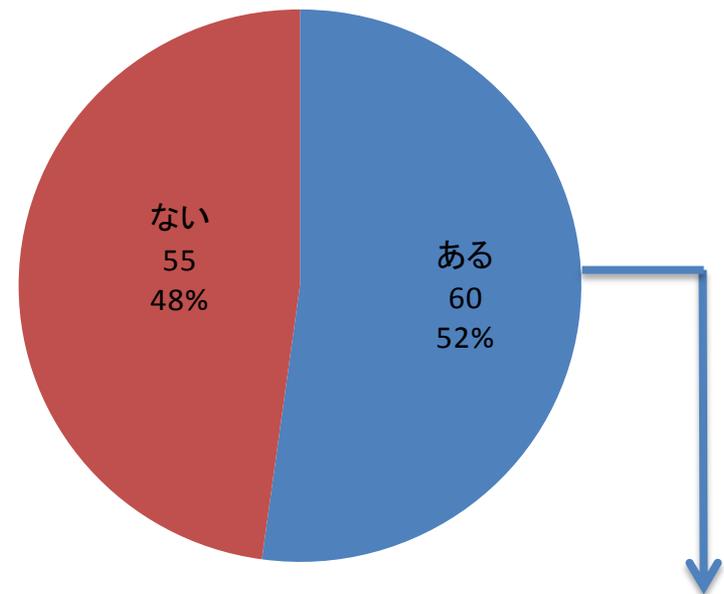
問 再生利用指定制度の一般指定及び個別指定の指定実績はありますか。
また、平成23年度以降の実績があれば具体的な件数等についてお聞かせ下さい。

(一般指定制度)



○平成23年度以降の実績:計25件
廃ペットボトル、小型家電、建設汚泥、公共工事の掘削工事に伴って排出される汚泥(無規制に限る)、魚類及び鳥獣類の固形状のあら、廃食用油

(個別指定制度)



○平成23年度以降の実績:計188件
廃ペットボトル、廃家電、廃油、廃油(動植物性油脂に限る)、廃アルカリ、廃産、動物のふん尿、木くず、汚泥、鋳さい、燃え殻、ばいじん 等

<再生利用指定制度について>

問 平成6年4月1日付け衛産第42号において、再生利用個別指定制度の運用の指針が示されていますが、貴県及び貴市における当該制度の運用において、当該通知の内容等に係る支障等あればお聞かせください。

○回答（8自治体より）

①個別指定の基準が不明確

- ・ 営利を目的としないこと
- ・ 取引関係の確立
- ・ 継続性
- ・ 生活環境保全上の支障が生じないこと
- ・ 産業廃棄物の処理を適切に遂行できること
- ・ 「あきびん類」とガラスくずの境界線

②再生利用されることが確実な産業廃棄物に係る制度活用の促進について

- ・ 一般指定、個別指定に関する制約の廃止の提案
- ・ 上記に関する通知等による周知の提案

<廃棄物再生事業者について>

問 リサイクルの推進に関して、法第20条の2で定める「廃棄物再生事業者」の処理品目をお聞かせください。

【「廃棄物再生事業者」の主な処理品目】

- 金属くず
- 古紙
- 廃プラスチック類
- 空きビン
- 木くず
- 古繊維

問 登録廃棄物再生事業者の活用に関する課題等があれば、具体的にお聞かせください。

【主な意見】

- 廃棄物再生事業者にとって登録するメリットや利点がない
 - 政令市のため対象外
- 等

<中間処理後産業廃棄物の保管基準について>

問 中間処理後の産業廃棄物の保管について、自治体において指導監督が困難であった事例があればその内容をお聞かせください(複数あれば全て記載ください)。

○主な回答

保管量の上限が定められていないことによる指導苦慮

- 廃石膏の中間処理(焼成)を行っている事業者が、中間処理後の無水石膏を大量保管していた。

有価物であることによる対応苦慮

- がれき類の破碎処理後の碎石について、路盤材(RC40)等再生碎石としての再利用の需要が減ってきており、過剰保管となっているケース、許可施設外に保管する事例
- 破碎後の再生碎石、造粒固化後の改良土について、廃棄物該当性の判断が困難であった。

<処理施設の設置についての手続>

問 処理施設の設置許可に係る許可までに要する期間をお聞かせください。

○結果の概要

焼却施設:最短で60日、最長で5年程度

最終処分場:最短で60日、最長で5年程度

それ以外の施設:最短で30日、最長で2年程度

※115自治体のうち、109の自治体から回答

問 優良な事業者等に限って審査の合理化を行っている事例がありましたら、具体的にお聞かせください。

○回答(3自治体より)

周辺生活環境に及ぼす影響が著しく増大しないこと、敷地の拡張がないこと等のほか、主要な施設（破碎施設における破碎機等）の位置が変わらないこと、処理能力の増加が10%未満であること等の一定の要件を満たすものについては、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づく事前協議を省略している。

優良産廃処理業者に限って、県の指導要綱に基づく事前協議手続きが簡素化できるようH28年度からの改訂を予定している。

同施設の入替（能力がほぼ同等か、それ以下で周辺環境への影響が低くなるもの）に限り、事前協議で照会する先（部署：課）の簡略化。

<産業廃棄物の流入抑制策について>

問 貴都道府県市外から流入する廃棄物の抑制策があれば、その内容、根拠、理由及び今後の見直し予定の有無についてお聞かせ下さい。

○流入抑制策の主な内容

- ・事前協議
- ・届出

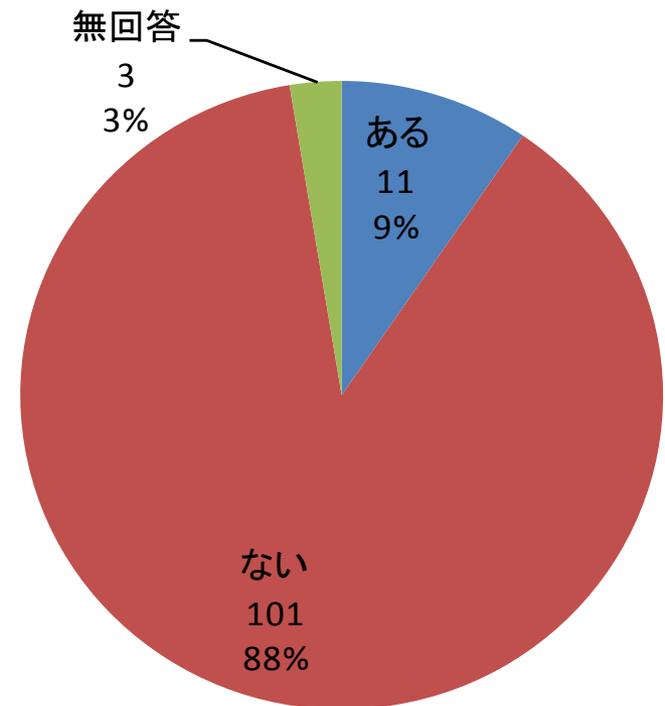
○流入抑制策の主な根拠

- ・自治体条例
- ・指導要綱

○流入抑制策の主な理由

- ・適正処理・環境保全の推進
- ・県内廃棄物の優先
- ・最終処分場の確保
- ・過去の不法投棄実績
- ・県外業者の指導・監督

○流入抑制策の今後の見直し予定の有無



<その他、廃棄物処理法の運用上支障が生じた点について>

問 その他、訴訟において論点になった事項など、廃棄物処理法の運用上支障が生じた点がありましたらお聞かせください。

○優良認定制度について

- ・実質申請手数料の大幅値引き。申請書類、審査項目が膨大であり、本来なら値上げすべき。
- ・「優良」とは、根本的な処理業の内容を指しているものではなく、排出事業者に対し誤解を与える。
- ・このような認定は、第三者機関が行って然るべきで、行政が行うべきものではない。
- ・優良認定業者の優良認定を更新時以外に取消す仕組みがない。
- ・事業者のメリットが少なく、認定業者数が伸び悩む要因。

○建設系廃棄物について

- ・法第21条の3第3項の下請業者を排出事業者にできる特例は、せつかく作った「元請業者＝排出事業者」のルールに例外を設け、事業者を混乱させ、排出責任をあいまいにし、不適正処理を助長する。
- ・施主が、元請業者に対して適正な処理費用を負担しないなど、不適正処理につながりかねない事象が起きている。元請業者による施主への説明責任を法で規定し、不適正な処理を強要する施主に対して何らかの排出者責任を負わせることなどが必要である。